令和 年 月 日

年 組 さん

保護者 様

十日町市立上野小学校

十日町市立上野小学校 校 長 小 林 剛

出席停止のお知らせ

お子さんがかかった感染症は、学校保健安全法により出席停止となります。十分な休養と、他の児童生徒への感染拡大を防ぐための措置となります。そのため、この期間は欠席扱いにはなりません。 なお、登校する際には、以下の登校許可証明書を主治医より記入していただき、学校にご提出ください。

登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名

1	診断年月日 令和 年 月	日			
2	診断名(該当するものに○をつけてください。) 				
	・インフルエンザ(A・B)	・百日咳	・麻しん		
	・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	・風しん	・水痘(みずぼうそう)		
	• 咽頭結膜熱	結 核	・髄膜炎菌性髄膜炎		
	その他()		

学校保健安全法の規定により出席停止となっていましたが、出席停止の期間を終えて体調も回復 しましたので、 月 日より登校しても差し支えありません。

学校長 様

令和 年 月 日

医療機関名

【学校保健安全法に示されている出席停止の基準】

令和2年4月1日現在

	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		
	疾 病 名	出席停止の基準	
第一種	エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱 痘そう,南米出血熱,ペスト,ラッサ熱 マールブルグ病,急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア,重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群,特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで	
	インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	百日咳		
第	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
第二種	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し, かつ全身症状が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱,咽頭炎,結膜炎などの主要症状が消退した後 2日を経過するまで	
	結核,髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	コレラ,細菌性赤痢,腸管出血性大腸菌感	病状により学校医その他の医師において感染のおそ	
	染症,腸チフス,パラチフス,流行性角結	れがないと認めるまで	
	膜炎,急性出血性結膜炎		
	その他感染症(※)	※その他感染症は、必ずしも出席停止になるもので	
第	感染性胃腸炎,マイコプラズマ感染症	はありません。診断を受けましたら、学校に連絡し	
三種	溶連菌感染症, 伝染性紅斑(りんご病)	ていただき,確認をお願いします。	
	RSウイルス感染症、単純ヘルペスウ		
	イルス感染症、帯状疱疹、手足口病 ヘルパンギーナ、伝染性膿痂疹(とび		
	ヘルハンキーブ, 伝染性膿痂疹(どの ひ), 伝染性軟属腫(水いぼ), 疥癬(か		
	いせん)、皮膚真菌症		
	、 (10/),/八月六四/皿		